

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成30年度
計画主体	宇都宮市

宇都宮市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名
所在地
電話番号
FAX番号
メールアドレス

経済部農林生産流通課
宇都宮市旭1丁目1番5号
028-632-2477
028-639-0618
u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp

目 次

1. 対象鳥獣の種類，被害防止計画の期間及び対象地域 1
2. 鳥獣被害による農林水産業等に係る被害防止に関する基本的方針 1
 - (1) 被害の状況（平成29年度）
 - (2) 被害の傾向
 - (3) 被害の軽減目標
 - (4) 従来講じてきた被害防止対策
 - (5) 今後の取組方針
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項 3
 - (1) 対象鳥獣の捕獲体制
 - (2) その他捕獲に関する取組
 - (3) 対象鳥獣の捕獲計画
 - (4) 許可権限委譲事項
4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項 . . . 5
 - (1) 侵入防止柵の整備計画
 - (2) その他被害防止に関する取組
5. 対象鳥獣による住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じ，又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項 6
 - (1) 関係機関等の役割
 - (2) 緊急時の連絡体制
6. 被害防止施策の実施体制に関する事項 7
 - (1) 協議会に関する事項
 - (2) 関係機関に関する事項
 - (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項
 - (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項 8
8. その他被害防止施策に関し必要な事項 8

1. 対象鳥獣の種類，被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ，イノシシ，タヌキ，ニホンザル，ニホンジカ， ハクビシン，アオサギ，ゴイサギ，ダイサギ，カルガモ，カワウ ハシブトカラス，ハシボソカラス，
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	宇都宮市

2. 鳥獣被害による農林水産業等に係る被害防止に関する基本的方針

(1) 被害の状況（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害金額
イノシシ	水稲，芋類，野菜	26,246千円
ニホンジカ	稲，豆類	1,110千円
ハクビシン	果樹，野菜，イチゴ，ブドウ，芋類	12,650千円
タヌキ	果樹，野菜，芋類	2,150千円
合計		42,156千円

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害の現状
イノシシ	イノシシ被害は，主に，市内北西部の山間地域において水稲，野菜 など農作物被害や掘起しの被害が見受けられる。また，近年，河川敷 内の林地等での繁殖も見られる。
ニホンジカ	主に北西部の山間地域において豆類の食害が見受けられる。
ニホンザル	市街地への出没が増加しており，人身被害が懸念される
ハクビシン タヌキ アライグマ	生息域が広く農業被害及び糞害などの環境被害も見受けられる また，市街地における出没が増加している。
カラス， カルガモ サギ	主に市内の東南部で，水稲苗の踏み倒しがある。
カワウ	アユ等の魚類の食害が見受けられる。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（平成29年度）		目標値（平成33年度）	
	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
イノシシ	24.92	26,246	20.85	21,962
ニホンジカ	1.03	1,110	0	0
ハクビシン	4.90	12,650	3.63	9,683
タヌキ	0.97	2,150	0.67	1,494
合 計	31.82	42,156	25.15	33,139

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲に関する取組み	<p>主な捕獲対策として、個人捕獲に加え、猟友会宇河支部で構成する実施部隊により、市北西部を中心にイノシシ・ニホンジカ等の捕獲を実施しているとともに、市街地におけるハクビシンなどの小型獣による被害に対応するため、わなの貸出や設置・処分に係る補助による支援を実施している。</p> <p>また、本市が生息域ではないものの、近年、人里におけるニホンザルの目撃事例が増加している。</p>	<p>有害鳥獣の捕獲活動には労力や経費などの一定の負担を要するため、捕獲従事者の負担軽減を図っていかなければ、捕獲活動への意欲が低下してしまうことが懸念される。</p> <p>イノシシやニホンジカの捕獲を行うためには専門的知識・技術を要するが、それらを熟知する従事者の高齢化に伴い、捕獲従事者が減少していくことが懸念される。</p> <p>市街地における小型獣の捕獲実績においてタヌキ・ハクビシンの数が増加傾向にある。</p> <p>また、人里に出没したニホンザルについて、人身被害の発生等が懸念されるが、わなによる捕獲・駆除を行うことが困難である。</p>
防除に関する取組み	<p>主な防除対策として、農業被害に関する相談に対し、防護柵設置補助の実施や、里山林整備・放置作物の撤去など環境の整備を促している。</p>	<p>団体ではなく、個人で防護柵設置を実施する割合が多く、面的にまとまった効果的な防護柵の設置ができていない。</p> <p>また、里山林の藪の刈払い等、適切な環境整備が行われておらず、イノシシの隠れ藪や餌場、サギの営巣地などになっている。</p>

(5) 今後の取組方針

【捕獲】

有害鳥獣の捕獲を継続していくためには、捕獲従事者の捕獲意欲の維持・向上を図っていくことが重要であることから、捕獲に経費や負担、技術を要するイノシシ・ニホンジカについては、実施部隊や個人の捕獲従事者に対する報償金の交付等を、生息域が拡大するハクビシン、タヌキ、アライグマなどの捕獲については、わなの貸出や処分補助などの支援を継続していく。

また、捕獲従事者の維持・確保のため、鳥獣被害の窓口相談時における「わな免許」取得促進、「わな免許」取得者が参加する「イノシシ等捕獲技術講習会」における実施部隊への加入促進など、幅広い市民への働きかけや、地域ごとに開催する被害対策会議における地域住民や猟友会との連携促進など、地域ぐるみによる人材の確保・育成に努めていくほか、捕獲従事者の見回りに係る負担軽減のためのICT機器導入化への検討などを進めていく。

また、近年、出没が増加しているニホンザルについては、「危険鳥獣対応マニュアル（平成30年5月策定）」に基づき、関係機関が連携した追払いや、新たな捕獲機器の活用により、人身被害の防止に努めていく。

【防除】

地域全体を有害鳥獣の被害から守るためには、行政と地域が一体となった取組を行うことが重要であることから、地域住民を対象とした「ハクビシン被害防止研修会」などを開催し、被害防止の取組への意識向上を図っていくとともに、防護柵設置や、国や県の補助事業を活用した里山林の藪の刈払いなど有効な防除対策について、集落・地域が一体となり取り組んでいけるよう働きかけていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシについては、猟友会に有害鳥獣被害対策業務を委託し、猟友会が実施部隊を設置し、組織的な捕獲を行っていく。

ニホンジカについてもイノシシと同様行っていく。

ハクビシン、タヌキ、アライグマについては、個人捕獲とし捕獲者へ捕獲わなの貸出支援を行っていく。

カラス、カルガモ、サギについては、5月に宇都宮農業協同組合が主体となり、猟友会の協力のもと銃による捕獲を行っていく。

カワウについては、4月から7月に鬼怒川漁業協同組合が主体となって、広域的な追い払いや捕獲を猟友会の協力のもと行っていく。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン タヌキ アライグマ カラス カルガモ サギ	<ul style="list-style-type: none"> ・シカ・イノシシ捕獲報奨金の交付 ・鳥獣被害防止総合対策事業補助を活用したわな捕獲技術研修会開催，鳥獣被害防止研修会を開催 ・捕獲機器等の貸出 ・わなの貸出・捕獲個体処分などの補助を継続 ・危険鳥獣出沒時には，警察，猟友会と連携して，安全対策に取り組む ・宇都宮農業協同組合が主体となり，猟友会の協力のもと銃による捕獲
平成32年度		
平成33年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画等の設定の考え方			
対象鳥獣の中で捕獲数，農業被害額が明確で増加傾向にある種に対して，本市の現状を踏まえ，捕獲数を設定			
対象鳥獣	捕獲計画等		
	31年度	32年度	33年度
イノシシ	600	600	600
ニホンジカ	30	30	30
ハクビシン	110	120	130
タヌキ	350	380	400

対象鳥獣	捕獲等の取組内容
イノシシ	対象地域においてくくりわなや箱わなによる捕獲を実施する。特に水稲の被害がある8月からは重点的に捕獲を行う。
ニホンジカ	対象地域においてくくりわなによる捕獲を実施する。
ニホンザル	警察、猟友会と連携して、追い払い、捕獲等安全対策に取り組む
ハクビシン タヌキ アライグマ	小型箱わなの貸出しを行い捕獲の支援をする。
カラス カルガモ	宇都宮農業協同組合が主体となって、田植時期に銃による捕獲や追い払いを行っている。
カワウ	鬼怒川漁業協同組合が主体となって、広域的な追い払いや捕獲を猟友会の協力のもと行っていく。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
宇都宮市全域	すべての鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
イノシシ	個々の対応による設置と集落単位による設置の両面を進めていく。	個々の対応による設置と集落単位による設置の両面を進めていく。	個々の対応による設置と集落単位による設置の両面を進めていく。

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・実施部隊による対策指導，助言 ・宇都宮市鳥獣被害防止対策協議会事業による被害地域住民を対象とした被害防止研修会の開催 ・獣害対策として，国・県等の補助を活用した環境整備 ・侵入防護柵と複合的な捕獲わなの設置による防護体制
平成32年度		
平成33年度		

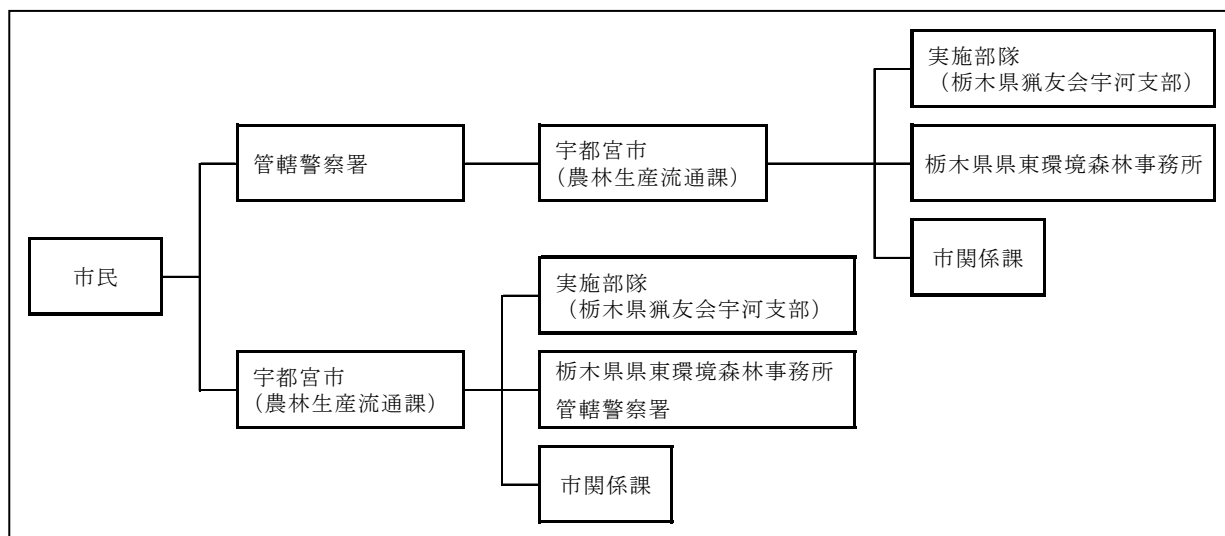
5. 対象鳥獣による住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じ，又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

「危険鳥獣出没対応マニュアル（平成30年5月策定）」に基づき，危険鳥獣の出没状況に応じた危険レベル別の対応（レベル1～3に分類）

関係機関等の名称	役 割
宇都宮市	<ul style="list-style-type: none"> ・実施部隊への捕獲許可の付与，現場確認，調査の依頼 ・実施部隊とともに現場に出動 ・栃木県県東環境森林事務所，管轄警察署に情報提供 ・庁内関係機関へ注意喚起など
実施部隊 （猟友会宇河支部）	<ul style="list-style-type: none"> ・市の依頼により現場確認，調査の実施 ・最低3日間のパトロールを実施 ・追い払い又は緊急捕獲の実施など
栃木県県東環境森林事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を共有し，必要に応じて市への助言等を実施 ・現場へ出動など
管轄警察署 <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮中央警察署 ・宇都宮東警察署 ・宇都宮南警察署 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を共有し，必要に応じてパトロールを実施 ・現場周辺の住民の退避，交通整理，安全確保など

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	宇都宮市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
学識経験者	鳥獣対策全般に関する助言・指導
鳥獣管理士	鳥獣被害防除対策に関する助言・指導
宇都宮農業協同組合	農業被害の情報収集，被害防止の普及指導
宇都宮市森林組合	林業被害の情報収集，被害防止の普及指導
栃木県農業共済組合河宇支所	農作物被害及び被害対策の情報提供
猟友会宇河支部	鳥獣捕獲に関する指導・助言
被害地区代表者	地区に関する被害・既存対策の情報提供
宇都宮中央警察署	危険鳥獣出没時の対応・支援
宇都宮東警察署	危険鳥獣出没時の対応・支援
宇都宮市	被害情報の提供，有害鳥獣捕獲及び被害防除支援
栃木県河内農業振興事務所 (オゾサ-ハ-)	協議会事業に関する助言・指導
栃木県県東環境森林事務所 (オゾサ-ハ-)	鳥獣保護管理に関する助言・指導

(2) 関係機関に関する事項

学校への注意喚起及び児童生徒への安全対策のため市教育委員会と連携

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

—

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市が鳥獣被害防止対策協議会を構成し、猟友会、農協、警察、関係自治会などの関係機関が連携し計画を実施しながら、農作物等の被害軽減を図っていく。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ肉及びシカ肉については、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、捕獲従事者にその旨を周知している。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

放射性物質による影響を含め、ジビエなどの利活用の可能性を調査・分析し、事業推進の手法の検討を行うものとする。

9. その他被害防止施策に関し必要な事項

—